

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

総 務 部 税 務 課

〔改正理由〕

千葉県県税条例の一部を改正する条例（令和 7 年千葉県条例第 2 3 号）の制定に伴い、所要の様式の整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成 1 9 年千葉県規則第 3 7 号）の一部を改正した。

改 正 の 概 要	備 考
1 改正内容 マイナンバーカードと運転免許証の一体化が令和 7 年 3 月 2 4 日から開始されたことに伴い、身体障害者等に係る自動車税（環境性能割及び種別割）の減免申請に当たって運転免許証の提示を求める千葉県県税条例の規定の見直しが行われたことを踏まえ、減免申請書の様式について所要の整備を行った。 （別記第 1 0 1 号様式の 1 5 関係） 2 施行期日 令和 7 年 3 月 2 4 日	